

居住費・食費の負担限度額について

施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等）や短期入所サービスを利用した場合の居住費（滞在費）・食費について、所得の低い方の利用が困難とならないよう、「負担限度額」が設定されています。

- 「利用者負担段階」が第1段階から第3段階②の方について、申請すると「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。
- 「介護保険負担限度額認定証」を提示することで、下表の「負担限度額」までの自己負担となり、超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。
- 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、認知症グループホーム等を利用した際の食費・居住費については、軽減の対象にはなりません。

見直し（令和6年8月から）

物価高騰に伴う在宅生活者との負担の均衡を図る観点から、居住費が1日当たり60円引き上げられます。それに伴い負担限度額も同額分引き上げられます。ただし、従来から負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、変更はありません。

■負担限度額（1日当たり）※昨年との変更は下線部

		食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	300円	300円	<u>880円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u> (<u>380円</u>)	0円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額 が80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の人	600円	390円	<u>880円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u> (<u>480円</u>)	<u>430円</u>
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額 が80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の人	1,000円	650円	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u> (<u>880円</u>)	<u>430円</u>
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金収入額 が120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の人	1,300円	1,360円	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u> (<u>880円</u>)	<u>430円</u>
第4段階	上記以外	負担軽減なし					

※介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。

- ・第1～3段階②については、配偶者が市民税非課税であること（世帯が同じかどうかは問わない）。
- ・65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下であること。

